

こども・教育

学校選択制度 抽選結果を送りました

10月に令和3年度新中学一年生の学校選択制度の申し込みを実施した結果、半込第三・四谷・西早稲田・新宿・新宿西戸山中学校の5校で受入可能数を上回る申し込みがありました。

5校を選択した方を対象に抽選を実施し、抽選結果等を11月18日に発送しました。抽選基準等詳しくは、新宿区ホームページでご案内しています。

【問合せ】学校運営課学校運営支援係(第1分庁舎4階) ☎(5273)3089へ。

クリスマス工作会 「ミニクリスマスツリーを作ろう」

●まつぼっくり・ビーズを使用
【日時】12月19日(出午後2時～2時45分)
【会場】戸山生涯学習館(戸山2-11-101)
【対象】小学4年生まで、7名
【申込み】12月8日(火)から電話または直接、戸山図書館(戸山2-11-101) ☎(3207)1191へ。先着順。

クリスマスおたのしみ会

【日時】12月19日(出午後3時～3時30分)
【会場】大久保地域センター(大久保2-12-7)
【対象】小学生まで、20名(保護者の同伴可)
【内容】絵本の読み聞かせ
【申込み】12月7日(月)から電話または直接、大久保図書館(大久保2-12-7) ☎(3209)3812へ。先着順。

全世代向けの多彩な イベント

新宿NPO協働推進センターの催し

①新宿NPO活動基礎講座
●NPOのための法務講座
【日時】12月12日(出)午後3時30分～5時30分
【対象】社会貢献活動をしている方、これから始める方、20名
【内容】NPO法人を設立・運営するための基本的な法律(講師は瀧口徹/BLP-Network副代表・弁護士)

②交流事業
●NPOの活動を応援する団体の活動紹介と参加者との交流
【日時】12月19日(出)午後1時30分～4時
【対象】NPO団体、中間支援団体、社会貢献活動に関心のある方、20名
……………<①②共通>……………

【費用】①1,000円・②500円(資料代等)
【会場・申込み】12月7日(月)から電話かファックス・電子メール(2面記入例のほか希望講座(①②の別)を記入)で同センター(高田馬場4-36-12) ☎(5386)1315(第2火曜日を除く午前10時～午後6時)・☎(5386)1318・✉hiroba@s-nponet.netへ。先着順。オンライン受講(1,000円)もできます。詳しくは、同センターホームページ(<https://snponet.net>)でご案内しています。

③パソコン講座
【日時】12月25日(金)午後1時30分～3時
【対象】区内在住の町会・自治会会員、5名
【内容】町会向けイベントチラシ・会員募集チラシの作成ほか
④イクメン&イクメン講座
【日時】1月9日(出)午前10時～11時30分
【対象】区内在住の未就学児と父親、6組(お子さんが複数いる場合はご相談ください)
【内容】共働き夫婦のための家事・育児シェアのコツ(講師は林田香織/ワンダライフLLP代表)
……………<①②共通>……………

【会場・申込み】①は12月14日(月)・②は12月22日(火)までに電話または直接、同館(市谷薬王寺町51) ☎(3353)2333(土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後6時)へ。応募者多数の場合は抽選。

自分にご褒美!ハンドメイドでクリスマスリースを作ろう

●造花・ビーズを使用
【日時】12月19日(出)午後2時～3時30分
【会場】北新宿生涯学習館(北新宿3-20-2)
【申込み】12月7日(月)から電話または直接、北新宿図書館(北新宿3-20-2) ☎(3365)4755へ。先着8名。

⑤ささえーる 薬王寺の講座
①パソコン講座
【日時】12月25日(金)午後1時30分～3時
【対象】区内在住の町会・自治会会員、5名
【内容】町会向けイベントチラシ・会員募集チラシの作成ほか
②イクメン&イクメン講座
【日時】1月9日(出)午前10時～11時30分
【対象】区内在住の未就学児と父親、6組(お子さんが複数いる場合はご相談ください)
【内容】共働き夫婦のための家事・育児シェアのコツ(講師は林田香織/ワンダライフLLP代表)
……………<①②共通>……………

【会場・申込み】①は12月14日(月)・②は12月22日(火)までに電話または直接、同館(市谷薬王寺町51) ☎(3353)2333(土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後6時)へ。応募者多数の場合は抽選。

③初心者ゲートボール教室
【日時・会場】▶12月11日～23日の月・水・金曜日午前9時30分～12時…都立戸山公園いきいき広場(箱根山地区、戸山3-2)、▶12月13日・20日の日曜日午前10時～12時…よつや運動広場(四谷1-1)、清水川橋公園(下落合1-1) ※雨天・荒天時は中止します。 ※動きやすい服装・運動靴でおいでください。用具は貸し出します。
【対象】区内在住・在勤・在学のおおむね6歳～70歳代の方、各日10名
【費用】1回200円
【主催・申込み】12月7日(月)から各日3日前までに電話で区ゲートボール協会 ☎(3362)1357(田林)へ。先着順。

④オンライン講座
YouTubeを利用してセミナーの動画(約90分)を配信します。申込者へ動画サイトのURLを送ります(通信料等は申込者負担)。
【配信期間】1月8日(金)～14日(木)
【対象】区内在住・在勤・在学で、YouTube動画配信を見る機器をお持ちの方、100名
【講師】渡辺由佳/フリーアナウンサー
【申込み】12月7日(月)～1月12日(火)にチラシ裏面の申込用紙をファックス等で男女共同参画推進センター(ウィズ新宿、荒木町16) ☎(3341)0801(日曜日・祝日等を除く)・☎(3341)0740へ。先着順。チラシは同センター、特別出張所等で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

令和2年第4回 区議会定例会 提出議案

- ◆予算案5件
○令和2年度補正予算
●令和2年度新宿区一般会計補正予算(第10号)
●令和2年度新宿区一般会計補正予算(第11号)
●令和2年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
●令和2年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第2号)
●令和2年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第3号)
◆条例案12件
○一部改正の条例
●新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例
●新宿区東京2020オリンピック・パラリンピック区民参画基金条例の一部を改正する条例
●新宿区介護保険条例の一部を改正する条例
●新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例
●新宿区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
●新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例
●新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
●新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例
●新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例
●新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
●新宿区会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
●新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
◆その他29件
●公の施設の指定管理者の指定について(27件)
●新宿区教育委員会委員任命の同意について(2件)

区の財政状況をお知らせします

令和2年度上半期(4月～9月)の財政運営状況 一般会計(令和2年9月末現在)

予算の概要

令和2年度一般会計の歳入・歳出予算は、当初予算としてそれぞれ1,539億7,634万2千円を計上しました。新型コロナウイルス感染拡大防止対策など、9月末までに6回の補正を行い、歳入・歳出それぞれ428億4,819万5千円を増額した結果、9月末現在の歳入・歳出予算は、それぞれ1,968億2,453万7千円となっています。

このほか、令和元年度中に事業が終了しなかったため、令和2年度に繰り越した事業費が1億7,792万1千円あり、これを加えた9月末現在の予算現額は1,970億245万8千円です。

収入・支出の状況

収入 済額は、997億9,825万8千円で、収入率は50.7%、前年同期の収入率42.4%と比較すると、8.3ポイント上回っています。支出 済額は、952億7,791万7千円で、執行率は48.4%、前年同期の執行率38.6%と比較すると、9.8ポイント上回っています。

区民の負担

特別区税(特別区民税・軽自動車税等)の収入すべき額を前年同期と比較すると、4億4,815万1千円(0.9%)の増となっています。これは主に、特別区民税が9億5,242万1千円(2.1%)の増となったことによるものです。なお、特別区民税の現年課税分(収入すべき額から滞納繰越分を除いたもの)は448億9,907万4千円(前年比2.2%増)で、区民の皆さんの負担は、1人当たり13万301円、1世帯当たり20万5,578円です。

特別区債

施設の建設や用地の取得等に多額の資金を必要とする場合、区債を発行して財源を補充します。令和2年9月末の状況は、発行額311億1,260万円、償還済額135億2,632万1千円、現在高175億8,627万9千円です。

区では、毎年6月と12月の2回、歳入・歳出予算の執行状況を中心に財政に関する事項を公表し、区民の皆さんに財政面から区政運営の状況をお知らせしています。また、10月末に前年度の決算、2月末に新年度予算案の概要を「広報新宿」等でお知らせしています。

令和2年度上半期(4月～9月)の財政運営状況 特別会計(令和2年9月末現在)

新宿区には、「国民健康保険特別会計」「介護保険特別会計」「後期高齢者医療特別会計」の3つの特別会計があります。令和2年度上半期は、国民健康保険特別会計で2回の補正を行い、1,028万1千円を増額しました。9月末現在の予算現額、収入・支出の状況は下表のとおりです。


国民健康保険特別会計	歳入・歳出予算現額	365億7,227万5千円
	収入済額(収入率34.7%)	127億440万1千円
	支出済額(執行率33.2%)	121億5,995万円
介護保険特別会計	歳入・歳出予算現額	266億6,183万6千円
	収入済額(収入率48.8%)	130億1,863万9千円
	支出済額(執行率37.2%)	99億2,852万3千円
後期高齢者医療特別会計	歳入・歳出予算現額	75億6,341万3千円
	収入済額(収入率41.7%)	31億5,088万2千円
	支出済額(執行率32.4%)	24億5,244万8千円

冊子「新宿区の財政について」を作成しました

●令和元年度の財務書類も掲載しています
区財政の現状と課題をお知らせし、今後の財政運営の議論に活用していただけるよう、冊子を作成しました。

従来の現金収支が中心の決算に加え、企業会計の手法を取り入れた公会計制度による貸借対照表等の財務書類も掲載しています。

財政課・特別出張所・区政情報センター(本庁舎1階)で配布しているほか、区立図書館で閲覧できます。新宿区ホームページでもご覧いただけます。



1月9日(土) マイナンバーカードの受け取り窓口を臨時開設します

●受け取りには事前予約が必要です
詳しくは、マイナンバーカードの交付申請後に送付される「交付通知書」と同封の案内をご確認ください。

【開設時間】午前9時～午後5時
【開設場所・問合せ】戸籍住民課住民記録係(本庁舎1階) ☎(5273)3601へ。

傍聴できる 審議会

都市計画審議会

【日時】12月25日(金)午後2時から
【会場】区役所本庁舎5階大会議室
【内容】▶審議案件…都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について(都決定)、都市再開発の方針について(都決定)、▶報告案件…新宿駅東口地区地区計画の都市計画変更原案について(区決定)
【申込み】傍聴を希望する方は電話かファックス(2面記入例のとおり記入)で都市計画課都市計画係(本庁舎8階) ☎(5273)3527・☎(3209)9227へ。

図書館運営協議会

【日時】12月18日(金)午前10時～12時
【内容】これからの図書館サービスのあり方
【会場・申込み】傍聴を希望する方は当日直接、中央図書館(大久保3-1-1) ☎(3364)1421へ。

国民健康保険運営協議会

【日時】12月19日(出)午後3時～5時30分
【会場】区役所本庁舎5階大会議室
【申込み】傍聴を希望する方は、12月16日(火)までに電話かファックス(2面記入例のとおり記入)で医療保険年金課

居住支援協議会は書面開催することとし、傍聴人を集めての協議会は中止します。

産業振興会議

【日時】12月16日(水)午後6時～8時
【会場・申込み】傍聴を希望する方は当日直接、区立産業会館(BIZ新宿、西新宿6-8-2)へ。
【問合せ】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701へ。

労働報酬等審議会

【日時】12月17日(木)午後1時30分～3時30分
【内容】労働報酬下限額ほか
【会場・申込み】傍聴を希望する方は当日直接、区役所本庁舎4階401会議室へ。
【問合せ】契約管財課契約係(本庁舎4階) ☎(5273)4075へ。

不合理な税制改正等に対する特別区の主張

1 不合理な税制改正による影響は深刻
特別区への影響額は年約2,500億円にもなり、「東京は財源に余裕がある」などの一方的な見方によって、区民の皆さんのために使われるべく納めていただいた税金が国に奪われています。これは、広益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。

2 ふるさと納税制度は抜本的な見直しが必要
過剰な返礼品競争による寄附の増加などにより、特別区民税の減収額は激増しています。返礼品を受けた区民は恩恵を受け、その他の区民は減収による行政サービスの低下を受け入れざるを得ないといった不公平が生じるなど、制度の歪みが顕在化しています。

3 新型コロナウイルス対策に要する財源措置が不足
全国で最も多くの感染者を抱える特別区は、その対応のため、膨大な財政需要が生じています。しかし、国から示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付限度額は、感染者数や人口規模等の実態に見合った額ではなく、特別区の負担は増え続けています。

4 東京の地方財源は平均的な水準でしかない
東京は地方交付税の原資の多くを国税で負担しているばかりか、地方税収のみを見て、あたかも財源に余裕があるとして税源が奪われています。法人住民税の更なる国税化などにより、東京の人口1人当たり税収額は更に低くなり、相対的な行政サービスの低下を招きかねません。

5 減収局面が追討ちをかける
不合理な税制改正の影響に、新型コロナウイルスの影響による景気後退が重なり、今後、地方交付税の不交付団体である特別区は大幅な減収局面となることが予想されます。

6 今後も多くの財源が必要
2040年頃まで高齢者の急増や年少人口の横ばいにより、膨大な改築需要も生じるなど、特別区ならではの財政需要があり、今後も多くの財源が必要です。

7 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿
国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿です。今後も、地方税財源の充実・確保及び自治体間に不要な対立を生む不合理な税制改正を是正するよう、国に求めています。

詳しくは、特別区長会ホームページ「不合理な税制改正等に対する特別区の主張(令和2年度版)」(<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/shucho.html>)をご覧ください。